

令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加が必要と考えられる不正行為防止策(試験運営ワーキング案)

1. 令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加する不正行為防止対策 《試験監督》

○各大学が取り組むべき事項

- 監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うこと。
- 試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。
- 巡視時に注意を要する観点(例えば、手の位置、受験生の目線等)を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。
- 入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。

《受験生の所持品》

○各大学が取り組むべき事項

- 入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、以下のようなことを募集要項等で明示しておくこと。
 - ・試験場に持ち込めないもの
 - ・試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの
 - ・大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い(不正行為として扱われる等) 等
- 試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、その後の取扱い(例えば、監督者が確認できる机の上に置いておく、鞆に収納させる等)についても説明を行うこと。

《受験生への事前周知、不正行為をした場合の取扱いの明確化》

○各大学が取り組むべき事項

- 不正行為に該当する行為及び罰則について、整理し、その内容を募集要項等において周知すること。

○各大学の実情に応じて取り組むことが期待される事項

- 大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合があることの周知。

2. 文部科学省や大学入試センターが、大学と協力しながら取り組む事項

《受験生への情報提供の充実》

- 高等学校等の理解と協力の下、不正行為をすることが行為者にとってマイナスであることの周知を徹底する。

《関係者への協力要請》

- 不正を幫助するような行為に関わらないよう受験産業や家庭教師、大学生等へ協力を要請する。